

仕 様 書

1 業務名

女性のためのキャリア相談会運営及びロールモデルリスト作成業務

2 目 的

本県では、進学・就職をきっかけとした「若年層」、とりわけ「女性」の転出超過が顕著であり、人口減少に伴う労働力不足が喫緊の課題となる中、若年女性に焦点を当てた社会減対策が急務となっている。そこで、働く女性のロールモデルとして県内で活躍する起業家・会社員等から直接話を聞く機会を提供し、主に20～30代の女性にとって魅力的な「とくしま暮らし」をイメージしてもらうことで、本県への興味・関心を喚起し、移住交流や関係人口の創出・拡大に繋げる。

3 業務内容

キャリア相談会において、県内で活躍する働く女性のロールモデルから直接話を聞く機会を提供するにあたり、移住希望者のニーズに応じたロールモデルのリストを作成するとともに、本相談会にロールモデルを派遣すること。

(1) ロールモデルリスト作成業務

- ①県内で活躍する起業家・会社員等を委託者と協議のうえ、20名程度人選のうえロールモデルリストを作成すること。なお、可能な範囲でロールモデルは移住者とし、ロールモデル候補者についても提案内容に含めること。
- ②ロールモデルには次のような女性を想定しているが、より魅力的な女性がいる場合は、委託者と協議のうえ積極的に人選すること。

(ア)対象とする女性

- ・自ら会社を興し経営している起業家
- ・第一線で活躍している経営者
- ・管理職として活躍している会社員
- ・仕事と趣味を両立している会社員
- ・仕事と子育てを両立している会社員
- ・地域おこし協力隊員

(イ)対象とする業種

- ・徳島ならではの職種（徳島の文化、工芸、特産品等に関係している業種）
- ・人手不足分野の職種（看護、介護、保育、建設、運輸、農林水産業等）
- ・移住者に人気の職種（自営（飲食店、民宿）等）

③ロールモデルリストの内容は次のとおりとする。

(ア)1名につき1ページでまとめること。

(イ)各ページのデザイン及び構成は統一すること。

(ウ)ロールモデルの氏名、職場、役職、仕事の内容、これまでの仕事の経歴、プライベートの過ごし方、移住を検討している方へのメッセージ等を掲載すること。

(エ)ロールモデルが仕事をしている姿等、魅力的な写真を掲載すること。

- ④掲載するロールモデルを取材のうえ記事を作成すること。
- ⑤ロールモデルをまとめた「一覧」を作成すること。
「一覧」は、ロールモデルの選択に必要な情報が簡潔に得られるとともに、女性の移住希望者の興味をひくものとする。
- ⑥下記（２）キャリア相談会にて直接話が聞けるロールモデル（１０名程度）の暫定版リストを令和６年８月３１日までに委託者へ提出すること。
- ⑦徳島県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」
(<https://iju.pref.tokushima.lg.jp/>) のトピックスに掲載するロールモデルリストの記事データ（画像含む）及びバナーを作成すること。
 - (ア)委託者がロールモデルリストの掲載・更新作業を行うため、作業に必要なとなるコンテンツのデータ一式を一括で提供すること。
 - (イ)ロールモデルリスト掲載の際に不具合が生じた際は、上記ポータルサイト運用保守業者の作業に協力すること。

（２）キャリア相談会運営業務

女性の「移住希望者」を対象とし、県が配置する移住の総合案内人「とくしま移住コンシェルジュ」及びとくしまジョブステーションの「キャリアコンサルタント」ので実施する移住相談会である。

開催場所：住んでみんなで徳島で！移住相談センター（東京窓口）

東京都千代田区有楽町２－１０－１東京交通会館８階

開催方法：対面またはオンライン

ロールモデルは、対面または徳島からオンライン参加のどちらも可とする。

キャリアコンサルタントは、徳島からオンラインで参加する。

所要時間：８０分程度（うち、ロールモデルとの面談は２０分程度）

開催日時：委託者と協議のうえ決定すること

開催回数：年４回

対象者：主に２０～３０代の県外に住む女性

相談人数：各回４名程度

実施業務

- ①キャリア相談会にて直接話が聞けるロールモデルを１０名程度確保すること。
- ②移住コンシェルジュと連携し、ロールモデルの日程調整を行うこと。
- ③ロールモデルへの謝金及び交通費の支払いを行うこと。
- ④とくしま移住コンシェルジュ及びキャリアコンサルタントへの報償並びに会場使用料は委託料に含まない。
- ⑤本相談会当日の運営は移住コンシェルジュが担うこととするが、移住コンシェルジュの求めに応じ運営に協力すること。

４ 委託期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

5 成果物

- ①ロールモデルリスト作成にあたり取得・作成したすべての電子データ
- ②ロールモデルリストすべてのページをまとめたpdfファイル
- ③すべてのロールモデルの連絡先一覧

6 報告書

委託業務が完了したときは、令和7年3月31日までに報告書を提出すること。
なお、報告書は紙媒体及び電子データ（pdf）にて提出すること。

7 留意事項

- (1) 取得した個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し「個人情報の保護に関する法律」を初めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報特記事項」を遵守のうえ、適正に管理し取り扱うこと。
- (2) 業務を履行するにあたって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取り扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報の取り扱いに責任を持つこと。
- (3) 業務内容等については、委託者と十分協議しながら事業を遂行すること。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする
- (5) 本委託業務において制作された著作物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及びその他一切の権利は徳島県に帰属するものとする。
- (6) 成果物に係る著作権その他一切の権利について、必要となる手続き及び使用料の負担等は、受託者がすべての処理を行うこと。
- (7) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。
- (8) 本委託業務において知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議のうえ決定すること。